

音所の申し込み

問児童青少年課☎内線2711



• /•

▲①平成25年4月に新1~3年生になるお子さんで、保護者の就労などのため、 下校後(午後6時まで、延長保育は7時まで)の保育を必要とする児童、②現在 学童保育所に在籍中で、平成25年4月以降も引き続き入所を希望する児童

◇申込案内の配布

10月22日 同から、児童青少年課(市役所4階41番窓口)、社会福祉協議会 (福祉会館内)、市政窓口、市内学童保育所、市内公・私立保育園、市内幼稚 園で配布します。

◇育成料など

で禁止されています。

障がい者虐待防止センター

(同課)☎内線2654

◇実践報告2

シダッ

スオフィスパートナー株

講師は同社事業部リ

ダー、業務部指導員、障がい当事者社員など。

育成料=月額6,000円、おやつ代=月額1,500円(いずれも、生活保護受給 世帯、市民税非課税世帯などに対する減免制度あり)。

■11月30日〜12月10日川午前9時〜午後5時(土・日曜日も受け付け)に、 入所申込書に就労状況書や就労証明書(規定の用紙)など必要書類を添えて、 市役所第二庁舎241号会議室へ

◆障がいのあるお子さんの入所申し込み

■11月1日休~7日似午前9時~午後5時(土・日曜日は午前9時~正午)に、 入所申込書など必要書類を児童青少年課へ

※入所申込書は同課、社会福祉協議会(福祉会館内)、北野ハピネスセンター で配布しています。

11月から一部地域で空きびん・ 空き缶の戸別収集を実施します

下記の地域(水曜日・木曜日収集地域)の空きびん・空き缶の収 集を、従来のオレンジ色のコンテナでの拠点収集方式から、戸別 収集方式に変更します(収集日前日のコンテナ配布はなくなります)。

◆戸別収集開始日と対象地域

戸別収集 開始日	地域
11月1日(木)	野崎4丁目、大沢1・2・4~6丁目(第1・3木曜日地区)
	上連雀1~5丁目(第1・3水曜日地区)
8日(木)	大沢3丁目、深大寺、井口、野崎2·3丁目(第2·4 木曜日地区)
14日(水)	北野、新川2・3丁目(第2・4水曜日地区)

◆戸別収集でのごみの出し方

容器、かごまたは半透明の袋に入れ、収集日当日の午前8時ま でに各家の道路端(集合住宅・袋小路にお住まいの方は、指定さ れた場所)に出してください。

※集合住宅などでコンテナを常設している所は、引き続き使用で きます。

問ごみ対策課☎内線2535

ある方

を

ぐため、 や社会生活が困難で援助が必要な方(18歳未満の方、 社会参加を助け、虐待をなくすため、 は左記に該当する方を対象として、 所持していない場合も含む 事者等、 方や、そのほかに心身の障がいや社会的な障壁によって、 身体障がい、 障がい者の権利や尊厳が、 待から守りまし 障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、 ③使用者による虐待を禁止しています。 知的障がい、 障害者虐待防止法が施行 虐待によっておびやかされることを防 間地域福祉課☎内線2654 ①養護者、 よう

対する支援等に関する法律)が10月1日に施行されました。 精神障がい(発達障がいを含む)のある ご協力をお願いします。 ②障害者福祉施設従 障害者の養護者に 障がい者の生活や 同法で

障害者手帳を 日常生活

、レクト(衰弱させるような著しい減食など)、 身体的虐待、 性的暴力、 心理的虐待(暴言、 拒絶的対応など)、 経済的暴力(財

虐待に気づいたらすぐ通報

不当な処分など)

報も可能です。 ※通報や届け出をした人の情報は慎重に管理され、 方は、すぐに「障がい者虐待防止センター」へご相談ください。 身近なところで虐待を見聞きしたり、 また、 通報したことを理由とした解雇は、 気付いたことがあった 匿名での通 同法

産の ネ プログラム

■問三鷹市障がい者就労支援センターかけはし☎0422-27

88

442へ(先着制)

現状について」

■11月2日俭午後1時30 ▲180人(車いす可・) 三鷹市、武蔵野市、

手話通訳あり)

分~4時30分(1時受付)

鷹公共職業安定所

m 武蔵野スイングホール

(武蔵野市)

ラーの田川恭子さん。 講師は三鷹公共職業安 講師は東京障害者職業センター多摩支所主任障害者職業カウンセ る就労支援. 実践報告とディスカッ 定所統括職業指導官の畠山くみ子さん。 ション「当事者・企業・支援機関の協働によ

〉実践報告1 講師は同社事業統括部 アフラッ ク・ハートフル・サービス㈱ 業務推進課指導員、 障がい当事者社

のディスカッションから 方について学びます。 障がいのある方への企業と支援機関による継続的就労支援について 旨のほか、二組の企業の実践報告と参加者と の現状についての三鷹公共職業安定所(ハロ 障がいのある方の職場での定着支援の在り

考えます。障がい者雇用 考えるつど **弘労へのトライ** ワーク三鷹)による報告 当事者・企業 0) アングル 支援機関の協働 い20 12

就労を

ご利用ください 救急医療情報キット

ひとり暮らしの高齢者などの世帯で は、急に体調が悪くなり救急隊員が駆け 付けても、病状や連絡先などを伝えられ ないケースがあります。

こうした事態を防ぐため、市では三鷹 消防署などと連携し、緊急時に必要な かかりつけ医療機関、持病などの情報を 記入して保管する「救急医療情報キット」 (写真)を支給しています。まだキットを 備えていない方は、この機会にぜひ申請 しましょう。

✓市内在住で、下記のいずれかに該当す る方

①65歳以上のひとり暮らしの高齢者

②65歳以上の高齢者のみの世帯

③65歳未満で、身体障害者手帳1~4級、 愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の いずれかの交付を受けた方のみの世帯

Ħ ①②印鑑を持参し、高齢者支援課(市 役所1階12番窓口)へ。③支給対象である ことを確認できる手帳と印鑑を持参し地 域福祉課(市役所1階14番窓口)へ

※代理申請の場合、事前に申請書(市ホ ームページからダウンロード可)に本人 の署名または押印が必要です。

問①②高齢者支援課☎内線2626、③地 域福祉課☎内線2618



保管者ステッカ



主催者 人対象・定員 ■日時・期間 所場所・会場 ¥費用(記載のないものは無料) 物持ち物 申申込方法 問問い合わせ